

令和8年3月26日
総務省公務員部

つくば市からの御提案について

- 本年1月29日のWGにおいて、公益的法人等への地方公務員の派遣に関するつくば市からの御提案について、総務省から以下のとおり回答させていただいたところ。

- ・ヒアリングを通じ、つくば市においては、派遣職員が派遣先団体の業務に従事する期間を連続する複数日として設定し、派遣元団体の職務に従事する期間と明確に切り分けることも含めて検討されているものと承知。
- ・当該御提案について、総務省としては、現行の派遣法(※)の解釈の中で実現可能か検討中。これを可能と整理した場合の懸念点を精査した上で、できる限り速やかに結論を得ることとしたい。

(※) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)

- つくば市におかれては、上記回答を前提とした上で、この度想定される「弾力的な派遣イメージ」をより具体的に御提示いただき、また、運用面での御懸念も含め御質問をいただいたものと認識しているところであり、以下回答する。

- 派遣法第2条に定める職員の派遣については、基本的には、原則3年間を上限として、中長期的な派遣を想定しているものであるが、同法中、派遣期間の下限に係る規定はない。

また、派遣法の枠組みのポイントは、派遣期間中、派遣先団体の業務に「専ら従事」することが担保されていることである。

- 今般、つくば市から御提案いただいた、「日単位」(※)で派遣元団体と派遣先団体で協議して指定した日に派遣することについては、派遣期間を「日単位」とすることで、その期間中は派遣先団体の業務に「専ら従事」することが担保されている。

また、派遣元団体と派遣先団体との間で取決めを締結の上、具体的な勤務日については、遅くとも前月末までに職員と協議の上で決定することについても、あらかじめ取決めの中で、派遣元団体と派遣先団体が協議して指定した日(期間)に派遣することや、具体的な派遣日(期間)の決定手順等を取り決めておくことにより、対応可能と考えている。

(※)「時間単位」での派遣を派遣法上も可能とするかどうかについては、本来の職務を全面的に免除されて派遣先の業務にのみ従事するという「専ら従事」の意義に鑑み、より慎重な検討が必要。

- 以上より、総務省としては、つくば市の御提案内容は、現行の派遣法の解釈の中で実現可能であるとする方向で検討している。

- なお、派遣法第2条第2項により、任命権者は、派遣職員に取決めの内容を明示し、その同意を得なければならないが、職員の保護の観点からは、職員自身の中長期的にどの程度の割合で派遣先団体と派遣元団体の業務にそれぞれ従事するかの見通しについても、あらかじめ承知していることが望ましいことから、取決めの締結にあたってご留意いただきたい。

- また、つくば市から本日御提示のあった「懸念点」についての現時点での考え方は以下のとおりである。今後、総務省としても、法律上や事務負担等の懸念点がないか精査した上で、速やかに結論を得るとともに、つくば市からのご相談にも丁寧に応じてまいりたい。
 - ・「派遣期間」の定義（派遣法第3条関係）、市の職務への従事制限（派遣法第4条関係）
→上記のとおり、派遣期間は「日単位」を指し、その間は派遣先団体の業務に「専ら従事」することとなる。

 - ・給与負担の範囲（派遣法第6条関係）
→派遣職員は派遣先団体の業務に従事し、その勤務時間の管理は派遣先団体で行うことから、地方公共団体の職務の特殊性に関連した手当や時間外勤務手当等については、派遣法第6条第2項により支給することができる給与としてはなじまないものとする。
なお、国の海外派遣職員等、派遣職員と同様に職務に従事しない職員に対して支給される給与についても同様の考え方とされているところ。
また、市と派遣先において給与の二重払いとならないよう留意する必要もある。

 - ・休暇（年次有給休暇等）
→派遣法第2条第3項の規定により、派遣職員の勤務条件については、派遣元団体と派遣先団体との間の取決めにおいて定めることとされている。ご指摘の年次休暇の付与方法や運用についても、労働基準法第39条（年次有給休暇）の規定の範囲内で、両者の間で協議の上、当該取決めにおいて決定されるものである。

○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 （略）

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三條の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

- 2 任命権者は、前項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容を明示し、その同意を得なければならない。
- 3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。
- 4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

（職員派遣の期間）

第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることができない。

- 2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

（派遣先団体の業務への従事等）

第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二条第一項の取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事するものとする。

- 2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

（派遣職員の給与）

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

- 2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

令和8年1月29日
総務省自治行政局
公務員部公務員課

つくば市からの御提案について

① つくば市の御提案に関連する現行制度の概要

<派遣法に基づく職員の派遣について>

- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）第2条に定める職員の派遣については、地方公共団体が、本来公務に従事すべき地方公共団体の職員を、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務にその職を保有したまま派遣し、当該公益的法人等の業務に専ら従事させるための制度である。
- この法律は、従前から、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の制度として、職務命令や、同法第35条に定める職務専念義務の免除等の方法により、公益法人等への職員の派遣が行われていたところ、統一的なルールによる職員派遣の適正化及び手続等の透明化等を目的として定められたものである。

<派遣法の適用範囲について>

- 派遣法は、「公益的法人等の業務」に「専ら従事させる」場合に適用する制度であり（同法第1条）、公益的法人等の業務と公務との兼業を行う場合には、従来どおり、職務命令や、職務専念義務の免除等の適切な運用により対応すべきものである。

<派遣職員が従事すべき業務について>

- 当該派遣された職員が派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない（派遣法第2条第4項）。

<派遣職員は公益的法人等の業務に専ら従事すること等について>

- 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事せず、専ら派遣先団体の業務に従事することとされており（派遣法第4条第2項）、派遣元団体（地方公共団体）の職務と派遣先団体の業務の両方に従事することはできない。

<派遣の期間について>

- 職員派遣の期間は、原則3年を超えることができない（派遣法第3条）。

② 提案実現に向けた総務省としての見解

<前提>

- 派遣法第2条に基づく職員の派遣は、公益的法人等の業務に専ら従事させるための制度であることから、地方公共団体の職員がその職務に従事しながら、公益的法人等の業務に従事することはできない。
- 地方公共団体の職員を、その勤務時間の一部について公益的法人等の業務に従事させることは、職務命令や、職務専念義務の免除を適切に行うことにより可能である。

<御提案を踏まえた検討>

- これまでのつくば市からのヒアリングを通じ、つくば市においては、派遣職員が派遣先団体の業務に従事する期間を連続する複数日として設定し、派遣元団体の職務に従事する期間と明確に切り分けることも含めて検討されていると承知している。
- 総務省としては、現在、現行の派遣法の解釈の中で上記のようなあり方を実現可能か検討しており、現行法上も可能と整理した場合の懸念点を精査した上で、できる限り速やかに結論を得ることとしたい。

参照条文

○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）

（職務に専念する義務）

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

2 （略）

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人

三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの

四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三條の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの

2～3 （略）

4 前項の規定により第一項の取決めで定める職員派遣に係る職員の派遣先団体において従事すべき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務である場合を除き、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするものでなければならない。

(職員派遣の期間)

第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることができない。

2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

(派遣先団体の業務への従事等)

第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第二条第一項の取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事するものとする。

2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。

(派遣職員の給与)

第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができる。

○ つくば市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和62年11月30日条例第9号）（抄）
※ つくば市例規集より（令和8年1月23日閲覧）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、規則で定める場合

○ つくば市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 62 年 11 月 30 日規則第 8 号）（抄）
※ つくば市例規集より（令和 8 年 1 月 23 日閲覧）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、つくば市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 62 年つくば市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号の規定に基づき、つくば市職員の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務を免除される場合）

第 2 条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 職員が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 55 条第 8 項に基づき、適法な交渉を行う場合
- （2） 職員がつくば市の特別職としての職を兼ねて、その職に属する事務を行う場合
- （3） 職員が国又は他の地方公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の事業又は事務に従事する場合
- （4） 職員がつくば市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し、講演等を行う場合
- （5） その他特別の事由のある場合

（意見の聴取）

第 3 条 任命権者が前条第 5 号の規定により職員の職務に専念する義務を免除しようとするときは、あらかじめ市長の意見を聴かなければならない。